



平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ イ テ ィ ン グ  
(コード番号：3785 東証マザーズ)  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 藤 澤 知 徳  
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 津 村 正 幸  
電 話 番 号 03-5753-8178  
(URL <http://www.8ing.co.jp/>)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 12 月 20 日開催予定の第 20 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 当社は、平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成 24 年 8 月 13 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び第 7 条（単元株式数）の新設を行なう旨決議いたしました。

これに伴い、単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第 8 条（単元未満株主の権利制限）として新設し、現行定款第 8 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

(2) その他、条文の表記を統一するため、一部字句の修正を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 12 月 20 日（木）
- ② 定款変更の効力発生日 平成 24 年 12 月 20 日（木）

以 上

別紙

定款新旧変更対照表

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 8 条～第 11 条 (記載省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、9 月 30 日とする。</p> <p>第 13 条 ～ 第 41 条 (記載省略)</p>	<p>(単元株式数) 第 7 条 <u>当</u>会社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第 8 条 <u>当</u>会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 9 条～第 12 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年</u>9 月 30 日とする。</p> <p>第 14 条 ～ 第 42 条 (現行どおり)</p>

以 上